

滋賀県流域治水基本方針

～平成24年（2012年）3月 議決～

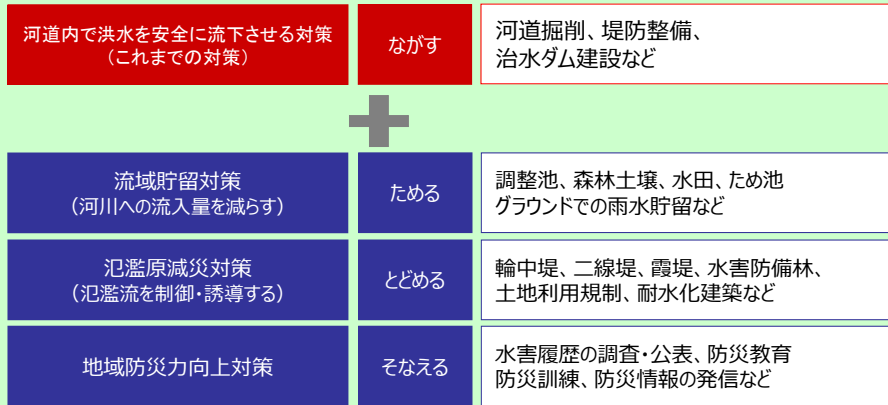
1

目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける（最優先）
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段

川の中の対策（堤外地対策）だけでなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策（堤内
地での対策）を総合的に実施する。**多重防御**による取り組みを推進



滋賀県の流域治水政策

基本的な考え方

2



しがの流域治水は、どのような洪水にあっても、

- ① 人命が失われることを避け（最優先）、
- ② 生活再建が困難となる被害を避けること、を目的として、

自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水

滋賀県流域治水の推進に関する条例の概要

平成26年3月31日公布・施行（一部、未施行部分あり）

3

前文 条例の背景・意義・目的	総則 ●用語の定義 ●基本理念 ●県、県民、事業者の責務
目的 流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資する	
想定浸水深の設定等 流域治水対策の基礎資料。想定浸水深（ 地先の安全度 ）を設定。約5年ごとに更新	
河川における氾濫防止対策 ● 管理河川の整備を行う。浸水により生命・身体に著しい被害を生ずるおそれがある区域では特に配慮。 ● 河道の拡幅等を計画的・効果的に推進 ● 流下能力維持のための河道内樹木の伐採等 ● 当面拡幅等が困難な区間での堤防強化	集水地域における雨水貯留浸透対策 ● 森林および農地の所有者等：森林および農地の適正な保全による雨水貯留浸透機能の発揮 ● 公園、運動場、建築物等の所有者等：雨水貯留浸透機能の確保
氾濫原における建築物の建築の制限等 ● 浸水警戒区域における建築規制。200年確率降雨で浸水深約3m以上の区域は、住民・市町長・流域治水推進審議会の意見をふまえて指定。 ● 指定区域においては、知事が想定水位以上に避難空間が確保されているかを確認した上で許可 ● 10年確率降雨で浸水深0.5m以上の区域は市街化区域へ新規編入しない（対策が講じられる場合を除く） ● 盛土構造物の設置等の際の配慮義務	浸水に備えるための対策 ● 県は避難に必要な情報・伝達体制を整備、市町支援 ● 県民は日常生活で備え、非常時に的確に避難 ● 宅地建物取引業者は宅地等の売買等に情報提供 ● 水害に強い地域づくり協議会を組織。協議会は、浸水警戒区域の指定に関する事項や浸水被害の回避・軽減に必要な取組を検討

地先の安全度

～氾濫原のある地点（生活圏）に着目した水害リスク評価～

4

- 氾濫原での対応（まちづくり等）を含む治水対策を検討するため、「河川施設ごとの（治水）安全度」ではなく、「地先の安全度」を評価。

（「地先の安全度」評価用の水理モデルに求められる機能）

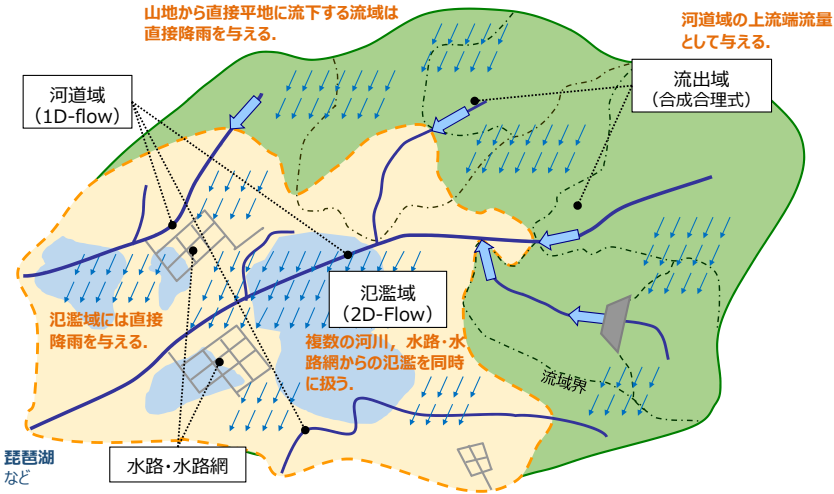
- 生活圏を取り囲む河川・水路群からの複合的な氾濫を考慮できること。
- 河川・水路群の施設能力を超える洪水の氾濫を考慮できること。（再現期間 10, 30, 50, 100, 200, 500, 1000年で計算）
- 県内全域で同様に評価できること。



「地先の安全度」計算用 統合水理モデル

～内外水を同時に考慮～

5

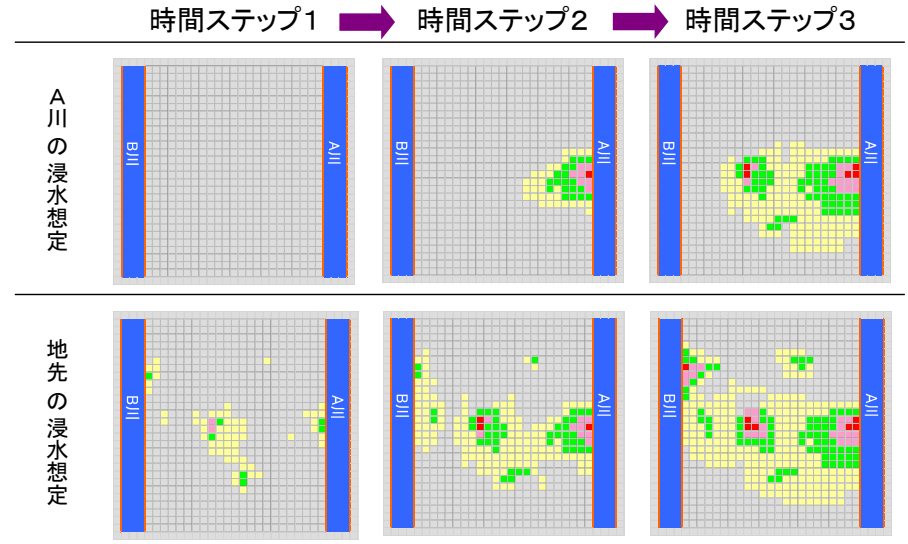


- 河道（約240河川）は一次元、氾濫域は二次元
- 小河川・大規模な水路は等流水路として扱う。
- ほ場整備・下水道（雨水）の実施範囲は、流下能力分の降雨を控除し下流部で合算。

「地先の安全度」情報の特徴

～通常のハザードマップとの違い～

6

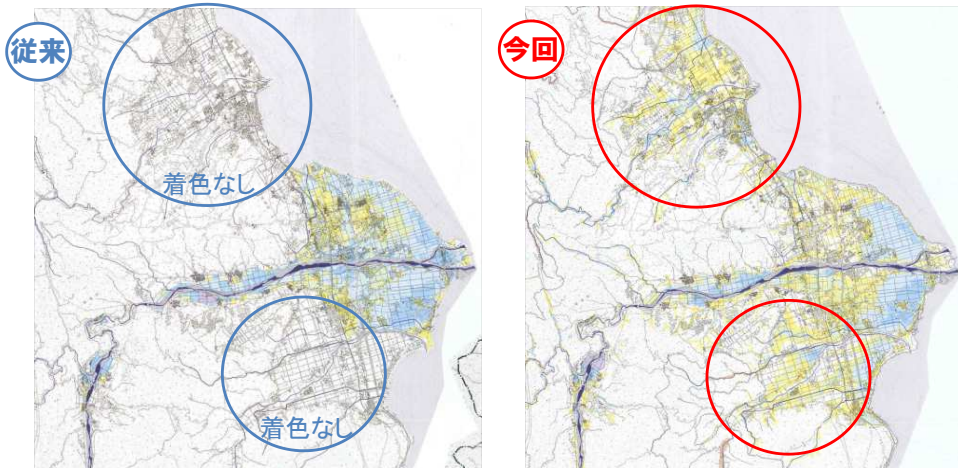


従前の浸水想定区域図との違い

～大川からのはん濫だけでなく、身近な小河川や水路からのはん濫も～

7

- 従来の浸水想定 - 対象とする大川からの洪水氾濫を表現
- 今回の浸水想定 - 大川だけでなく小河川や主な水路からの洪水氾濫も同時に表現



水防法に基づく安曇川浸水想定区域図

滋賀県「地先の安全度」マップ

地先の安全度を用いたリスク評価

～リスク・マトリクス～

8

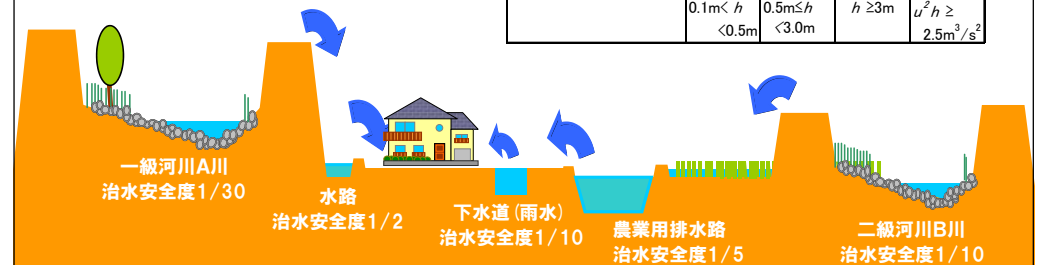
右図は、当該地点に一般家屋がある場合に、

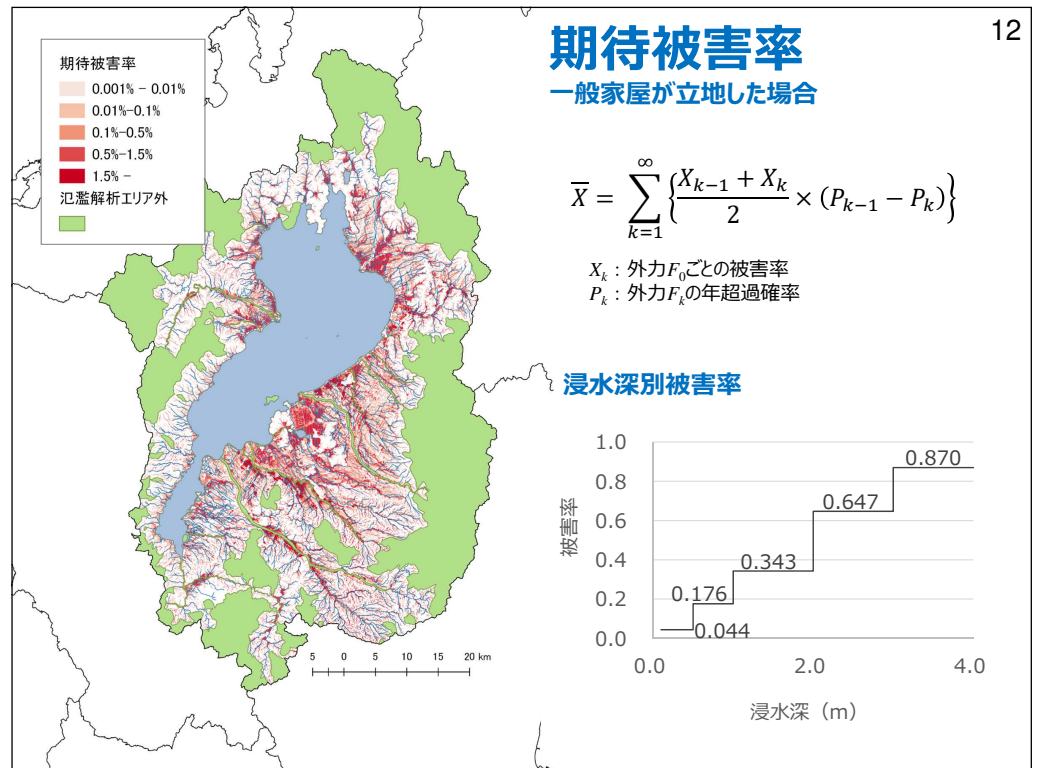
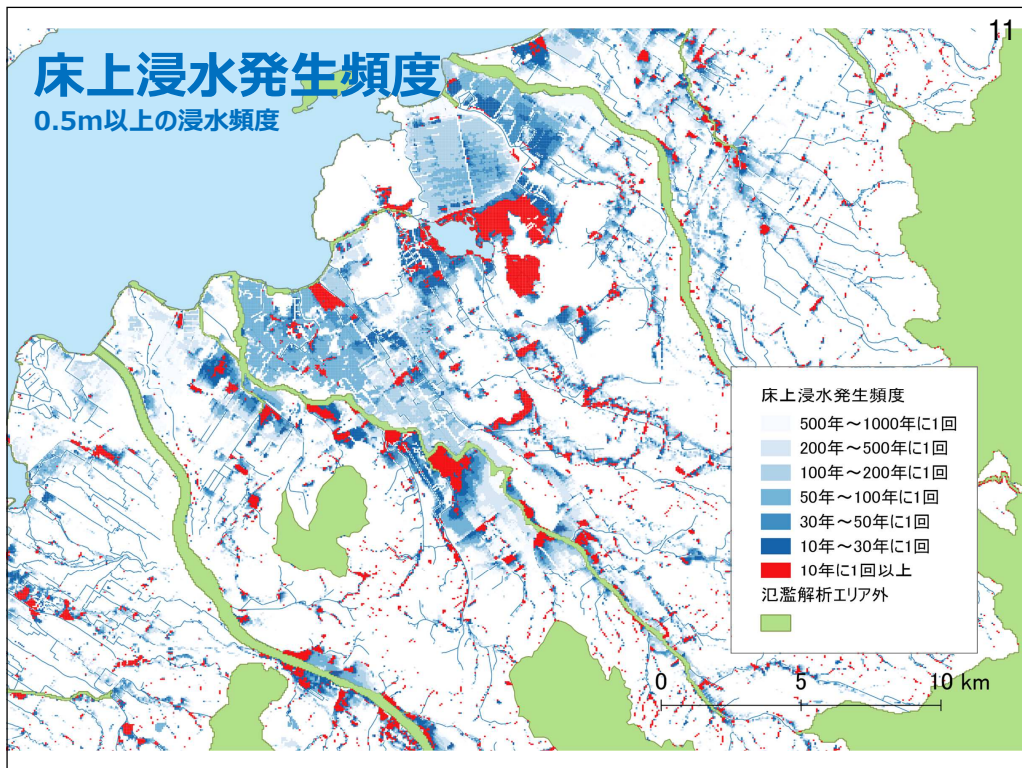
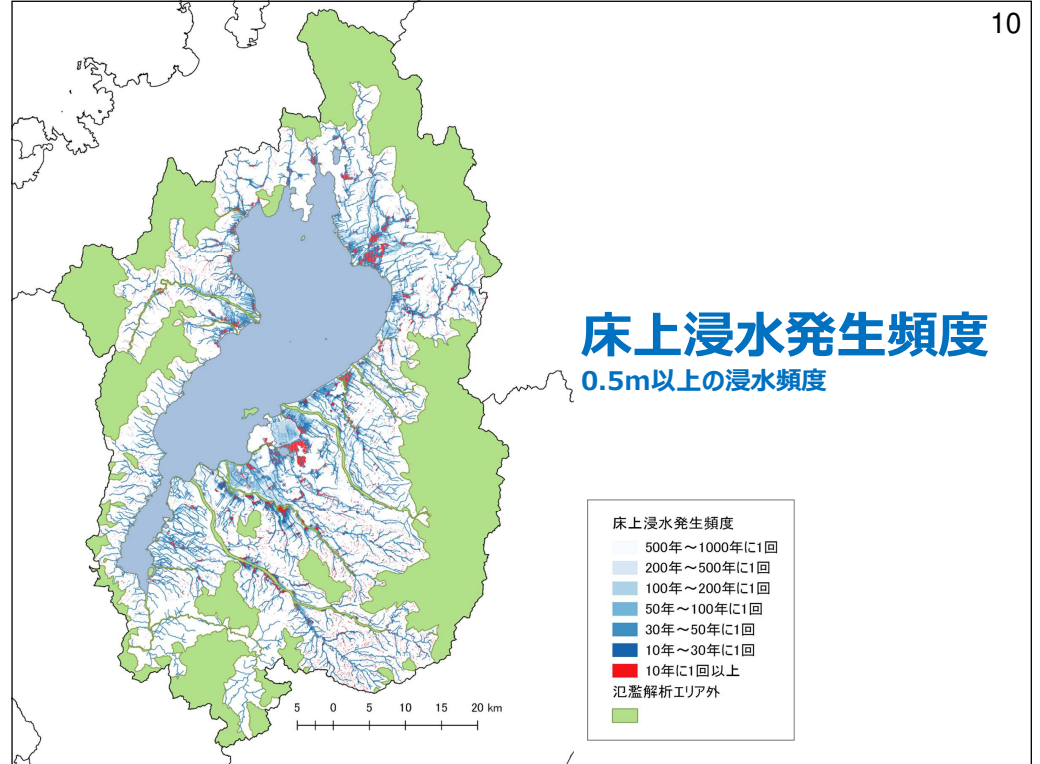
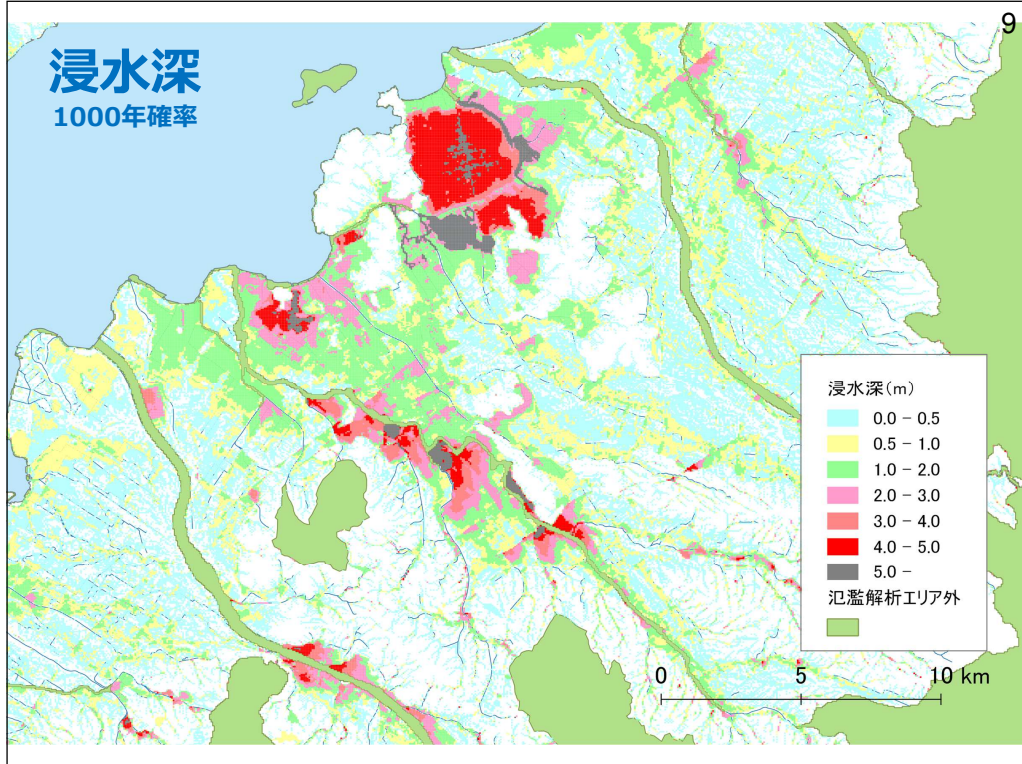
- ① 家屋流失が200年に1度程度、
- ② 家屋水没が200年に1度程度、
- ③ 床上浸水が 50年に1度程度、
- ④ 床下浸水が 10年に1度程度、

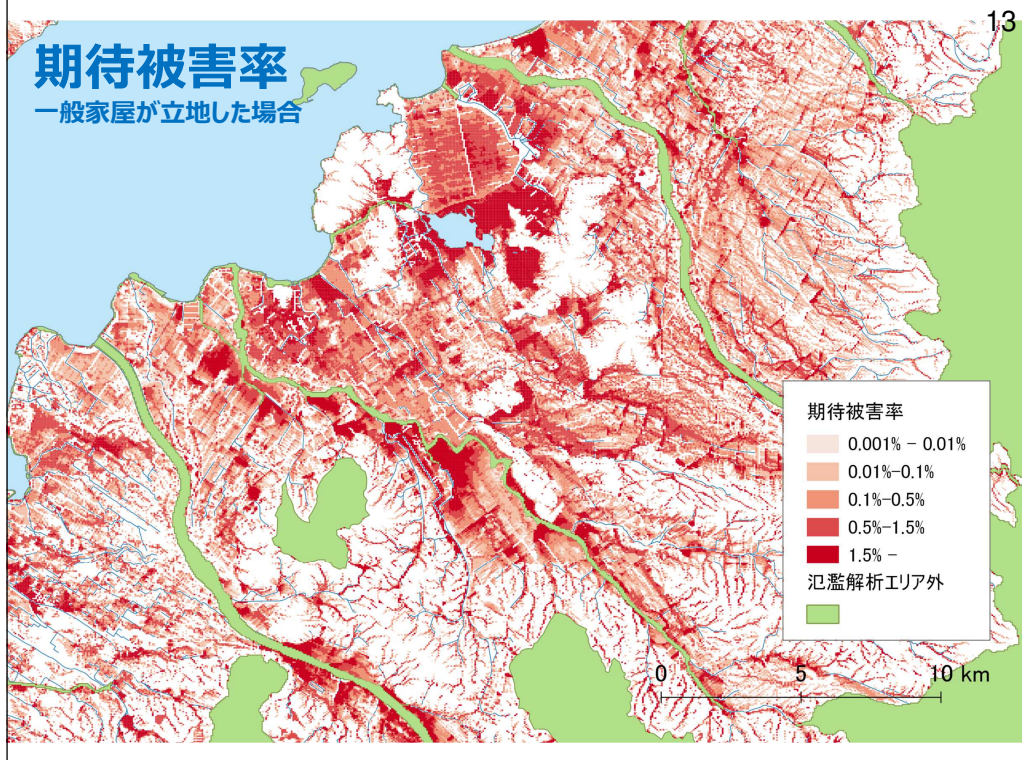
の頻度で発生することを意味する。

「地先の安全度」とは、場所ごとに覚悟しておく必要のある「水害リスク」

1/ 2 (0.500)	年発生確率		被害の種類(浸水深・流体力)			
1/ 10 (0.100)			床下浸水	床上浸水	家屋水没	家屋流失
1/ 30 (0.033)			0.1m < h < 0.5m	0.5m ≤ h < 3.0m	h ≥ 3m	ω²h ≥ 2.5m³/s²
1/ 50 (0.020)						
1/100 (0.010)						
1/200 (0.005)						
...						







まちづくり治水（減災型治水）

～新しい5つの施策～

(新たに推進する5つの施策)

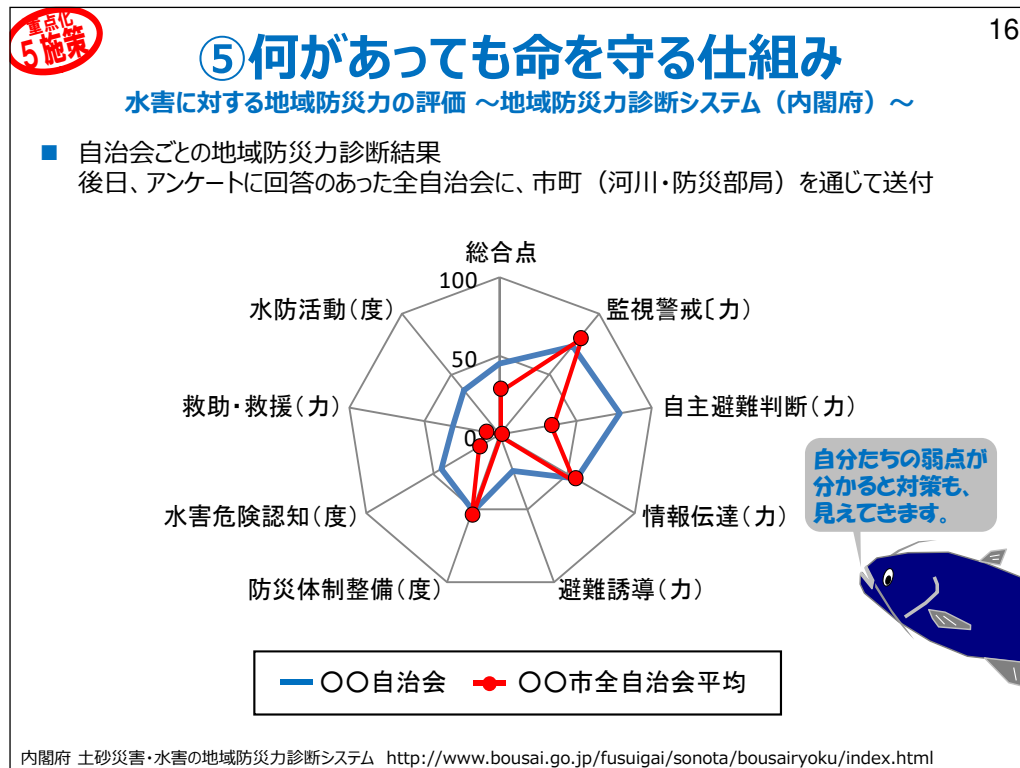
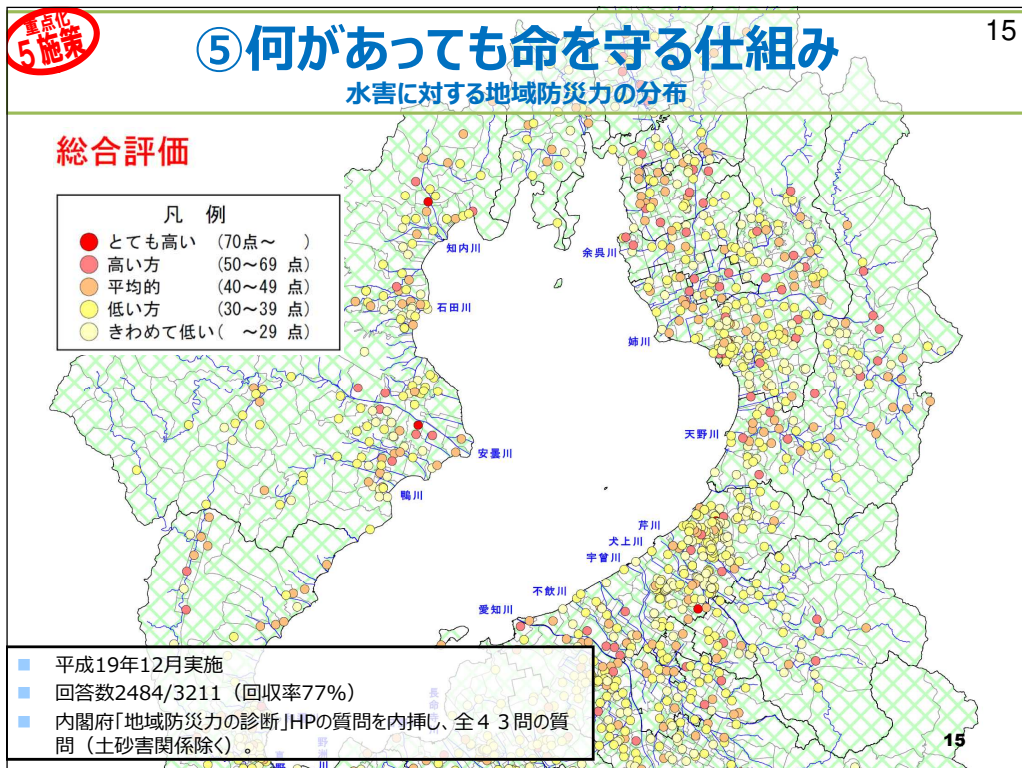
- 重点化5施策**
- ① まち中での堤防決壊を避ける
 - ② 溢れてもまち中に流れ込まないようにする
 - ③ 浸水しやすい場所を市街地にしないようにする
 - ④ 溢れても家が水没や流失しないようにする
 - ⑤ 何があっても命だけは守れるようにする

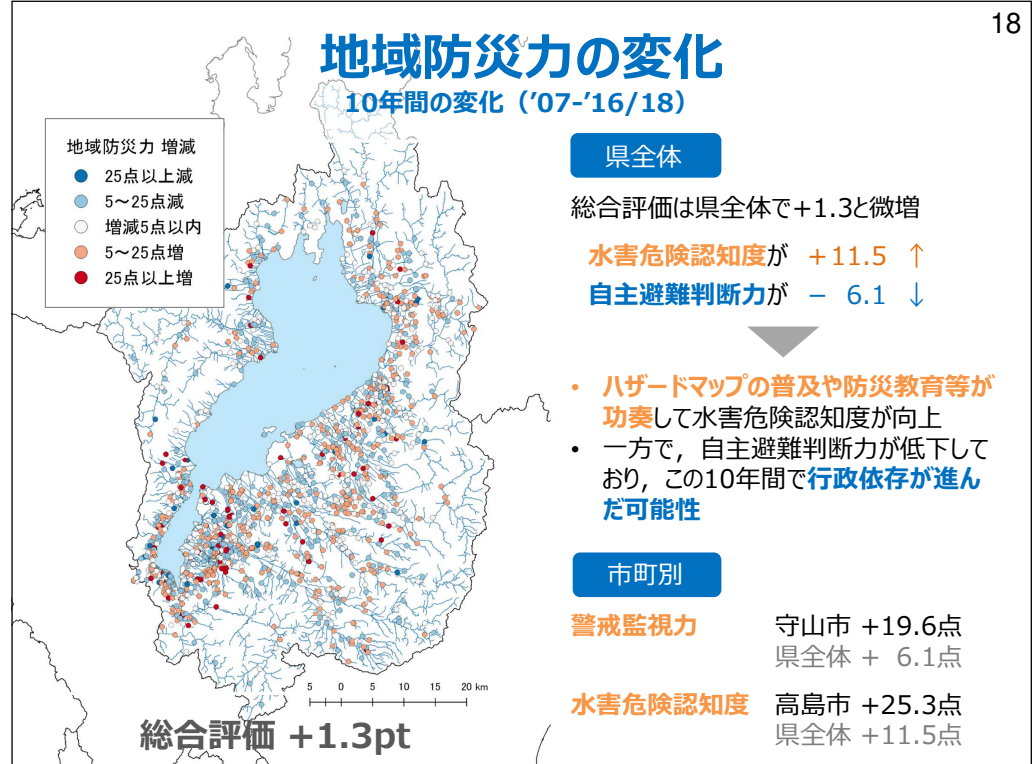
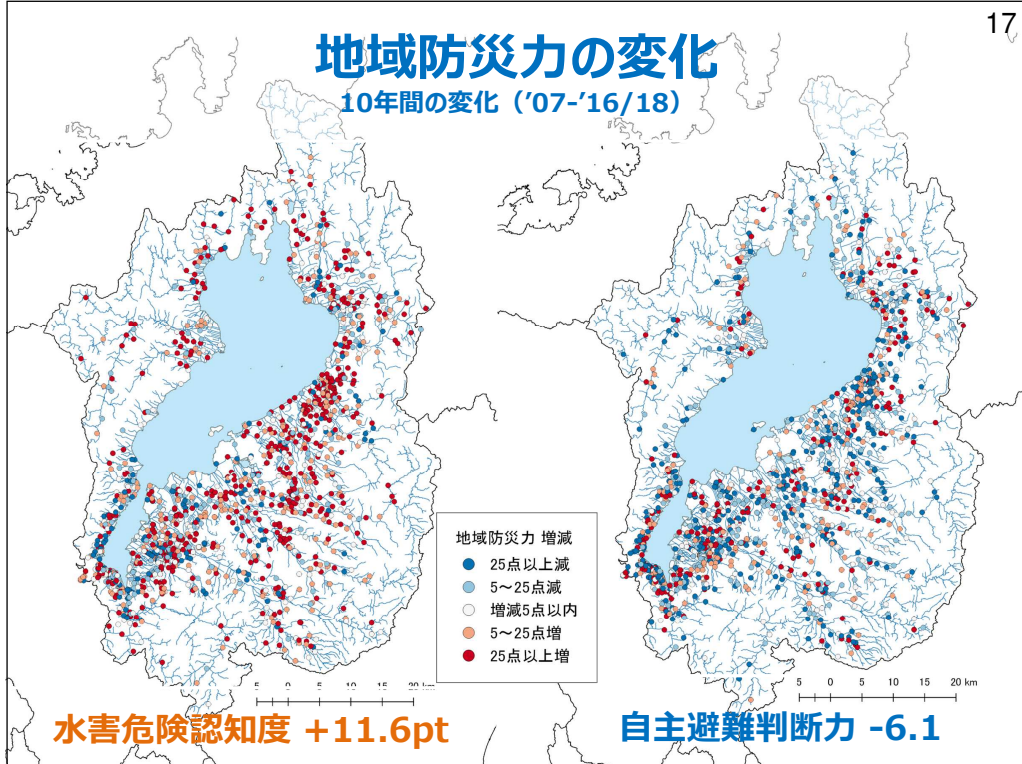
(治水の新しいバロメーター) **地先の安全度**

治水施設ごとの安全度ではなく、
治水施設群に囲まれるその場所(地先)の安全度

実際の氾濫は
同時多発やもんなあ。

自分の家の安全度が
分かると助かるで。





地域防災力の向上戦略

	(市町)	(自治会名)	総合評価	①警戒監視力										107からの変化量	期待被害率	床上浸水発生確率	家屋水没発生確率	家屋流失発生確率
				①自主避難判断力	②情報伝達力	③避難誘導力	④防災体制整備度	⑤水害危険認知度	⑥水防活動度	⑦救助・救援力	⑧水防活動度	⑨救助・救援力	⑩避難誘導力					
1	草津市	S自治会	65	100	83	73	57	57	67	67	33	29	8.2%	10.0%	0.0%	0.0%		
5	大津市	S自治会	39	60	83	73	0	43	33	33	11	-4	7.0%	10.0%	0.5%	1.0%		
6	湖南省	S自治会	31	20	17	47	36	57	17	20	22	-5	5.3%	10.0%	0.1%	0.0%		
7	長浜市	F自治会	48	100	83	53	43	57	67	27	11	8	5.1%	10.0%	0.1%	2.0%		
10	安土町	K自治会	27	60	67	53	0	14	50	13	0	5	3.9%	10.0%	0.0%	0.0%		
11	近江八幡市	S自治会	25	20	67	20	21	29	50	20	0	-6	3.9%	10.0%	0.0%	0.0%		
17	彦根市	G自治会	26	20	33	47	21	29	50	13	0	0	3.8%	10.0%	0.0%	0.0%		
20	東近江市	K自治会	26	20	67	40	14	29	50	13	0	-8	3.2%	3.3%	0.5%	0.0%		
22	長浜市	O自治会	44	80	100	60	0	57	83	33	11	13	2.7%	3.3%	0.2%	0.0%		
24	東近江市	I自治会	26	80	17	40	7	57	0	13	22	-14	2.2%	3.3%	0.0%	0.0%		
25	長浜市	S自治会	42	80	67	67	21	57	67	20	0	0	2.1%	3.3%	0.2%	0.0%		
26	長浜市	K自治会	36	80	83	67	0	43	83	7	0	7	2.1%	3.3%	0.2%	0.0%		
27	草津市	O自治会	34	0	83	53	14	29	100	20	0	15	2.1%	3.3%	0.0%	0.1%		
28	大津市	S自治会	17	60	33	13	0	43	17	13	0	-23	2.0%	3.3%	0.0%	0.0%		
29	甲賀市	F自治会	30	60	50	33	21	29	67	13	11	-19	2.0%	2.0%	0.2%	0.0%		
30	長浜市	Y自治会	35	80	67	47	0	57	67	20	11	12	1.9%	3.3%	0.0%	0.0%		

優先度 A

低頻度でも人命被害の恐れがある地域

- 行政が積極的に支援し、着実に水平避難が実施できる体制を整える。
- タイムラインの作成時には、自治会を囲む複数河川・水路群からの浸水を考慮する。
- 地形的条件で、河川改修後も人命被害リスクが残る場合、耐水化建築や将来的な移転も選択肢に入れる。

優先度 B

床上浸水が頻発する（ただし、人命被害はない）地域

- 基本的に垂直避難を推奨する。
- 河川整備を優先する（氾濫頻度を減少させる）。

⑤何があっても命を守る仕組み

自治会ごとに情報提供 ～内発的な自助・共助のきっかけに～

■ 市町と情報を共有した上で、各自治会にお届け自治会ごとの「地先の安全度」と「地域防災力」

1/2 (0.500)				
1/10 (0.100)	④			
1/30 (0.033)				
1/50 (0.020)		③		
1/100 (0.010)			②	①
1/200 (0.005)				
...				

自治会ごとの「地先の安全度」

自治会ごとの「地域防災力」

自治会単位で「地先の安全度」と「地域防災力」が示され、課題が明確となれば、**自発的に具体的な対策**を検討することが可能となる。